令和７年４月１日から人権に関する組織の名称が変わります。

人権・同和対策課及び人権・同和教育課の名称変更

社会情勢の急激な変化に伴い、同和問題、女性、こども、高齢者、障がい者、外国人、ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等の人権問題などに加え、インターネットやＡＩに関する情報等の新たな問題が生じるなど、人権問題は複雑化・多様化している状況にあります。
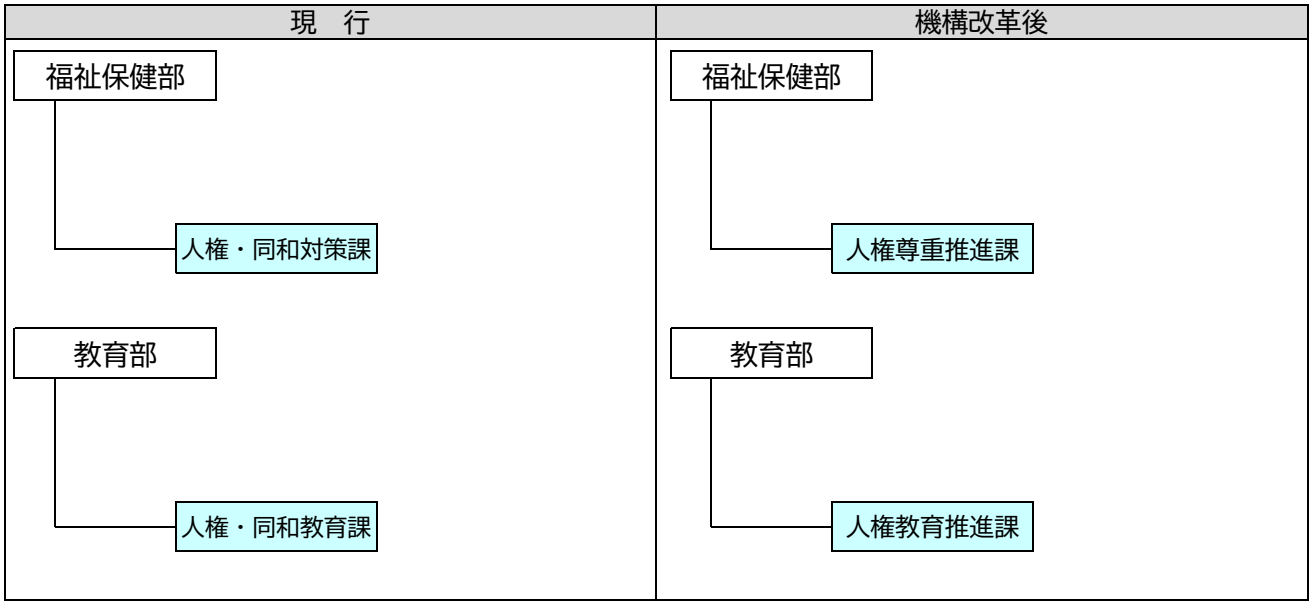
こうしたことから、人権問題に対する取組をより広く捉え、あらゆる人権問題の解決に向けて取組を一層推進・充実していくことが喫緊の課題とされているため、人権・同和対策課の名称を「人権尊重推進課」に、人権・同和教育課の名称を「人権教育推進課」に改めます。